

居場所づくりの取組について

1 児童館

地域の子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、家族も参加できる催しを通じて、保護者の仲間づくりを援助するなど、子育て家庭の支援にも積極的に取り組んでいる。

また、地域の子どもたちの健全育成に携わっておられる方々に児童館事業へ参画していただくなど、子どもを軸にした地域の交流を生み出している。

(1) 事業内容

ア 児童館事業

- ①健全な遊びの場所の提供 ②遊びの指導 ③クラブ活動の指導と育成
- ④その他市長が必要と認める事業（学童クラブ事業）

【対 象】0 歳から 18 歳未満の児童（主に幼児及び小学生を中心とする）

【開館時間】午前 10 時から午後 6 時 30 分まで

【休 館 日】日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～31 日及び 1 月 2 日、3 日）

イ 学童クラブ事業

【対 象】小学校 1～6 年生の昼間留守家庭児童

【開館時間】平日 放課後 から午後 6 時 30 分まで
土曜、長期休業中 午前 8 時から午後 6 時 30 分まで

【休 館 日】児童館事業と同じ

【利用料金】午後 5 時まで 9,000 円（平日）11,000 円（平日＋土曜日）
午後 6 時 30 分まで 11,000 円（平日）12,000 円（平日＋土曜日）
長期休業中（8 月） 13,000 円（一律）

(2) 実施箇所

129 か所

2 青少年活動センター

(1) 事業内容

青少年の福祉の増進、健全な育成及び自主的な活動の促進を図るため、市内 7 か所に青少年活動センターを設置し、居場所機能、相談機能、育成機能の 3 つの機能を軸に、青少年の自主的な活動や交流の拠点として、様々な事業を展開している。

(2) 実施箇所

中央、北、東山、山科、下京、南及び伏見の 7 か所

(3) その他

指定管理者：（公財）京都市ユースサービス協会

3 子ども食堂や学習支援等

(1) 行政区別の子どもの居場所箇所数（現状）

204か所（令和6年3月末現在、本市が把握している数）

（北区 12か所、上京区 16か所、左京区 19か所、中京区 31か所、
東山区 6か所、山科区 19か所、下京区 13か所、南区 16か所、
右京区 20か所、西京区 16か所、伏見区 36か所）

※ 子ども食堂や学習支援等、地域や民間団体等によって自主的に取り組まれる
子どもの居場所の箇所数

(2) 本市の取組

ア 京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金（平成29年度～）

開設に係る経費（備品購入費、施設改修費、チラシ等作成費、食材費等）を助
成（経費の2/3、上限10万円）

<実績>

令和5年度

- ・5団体に補助（補助総額：249千円）

イ 子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業（令和2年度～）

子ども食堂等の子どもの居場所の開設や運営の相談支援、研修会や交流会の実
施等を、京都市社会福祉協議会に委託して実施している。

各区の社会福祉協議会が窓口となり、子どもの居場所が継続して取組を実施で
きるよう、また、支援を必要とする子どもや家庭を適切な機関につなぐ「気づき
の窓口」となるよう、アウトリーチ型の支援として現地訪問や情報提供も積極的
に行っている。

また、令和5年度からは当該事業の予算を充実させ、近年増加する企業等から
の寄付や支援のコーディネートや、企業等との連携強化に取り組んでいる。

<実績>

令和5年度

- ・相談支援 802件（現地訪問256件を含む。）
- ・ホームページの運営
- ・「子どもの居場所づくり学習会～子どもの権利を学ぼう！～」の開催

開催日：令和5年9月21日

内 容：講座・ワークショップ

「子どものことを大切にする居場所づくり」

参加者：36人

- ・「子どもの居場所 講演&ラウンドテーブル」の開催

開催日：令和6年1月28日

内 容：講演・情報交換会

「子どもの居場所が持つ価値」

参加者：65人

ウ 子どもの見守り活動支援事業補助金（令和5年度～）

子ども食堂等の子どもの居場所づくりや子育て家庭への食品配送事業を行ってい
る団体が、活動を通じて実施する子どもの見守り活動に係る経費を補助。

<実績>

令和5年度

- ・「全体見守り型」補助金：24団体

子ども食堂等の運営団体に対し、自ら意識して子どもの気づきの窓口として取り組んでもらえるよう寄付金を活用し、費用を助成。

- ・「個別支援型」補助金：10団体

子育て家庭への食品配送事業等、定期的に子どもの見守り活動に取り組む団体に対し、国の補助金及びふるさと納税を活用し、見守り活動に係る費用を助成。

4 乳幼児親子のつどいの広場

主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語りあい、相互に交流するための場所（施設）。

保育士経験者等からなる子育てアドバイザーが育児相談に応じるほか、地域の子育て支援に関する情報の提供や子育て講座等のイベントも開催している。

(1) 事業内容

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 地域の子育て関連情報の提供
- ③ 子育て等に関する相談・援助の実施
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習の実施
- ⑤ 地域支援（地域の団体や多様な世代と連携した子育て支援等の取組）の実施

【開館時間】原則として土曜又は日曜のいずれかを含む週5日以上

午前10時から午後4時まで実施、

【利用料金】無料（ただし、材料代等の実費の負担あり。）

(2) 実施箇所

40か所（令和6年4月末時点）

(3) その他

- ・ 京都市はぐくみプランに基づき、令和6年度中に新たに1か所で実施
- ・ これまで一部事業者のみで実施していた地域支援業務は令和6年度以降全事業者で取り組む。

5 こどもみらい館

平成11年12月、保育園（所）・幼稚園、私立・市立・国立の垣根を越えた「共同機構」として取組を行う全国に類のない子育て支援の中核施設として創設。

「研究・研修事業」「相談事業」「子育て支援事業」「こども元気ランド」「子育て図書館」の5つの機能を柱に多彩な事業を展開し、家庭・地域の教育力の向上、保育士・幼稚園教諭の資質向上、乳幼児の子育て支援の推進、更には関係機関相互のネットワークの形成に大きな役割を果たしている。

6 放課後まなび教室

(1) 事業趣旨

学校施設を活用し、保護者・地域の方々・学校運営協議会・学校ボランティア等の参画を得ながら、放課後の子どもたちに学習の習慣づけを図る「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」を提供する。

(2) 実施箇所

全ての市立小学校（１５８校）

(3) 実施場所

小学校の余裕教室、図書室、特別教室等

(4) 実施日時

- ・ 月曜日～金曜日のうち、週３～５日
- ・ 授業のある日：授業終了後から午後６時（最長）まで
- ・ 長期休業中：学校により異なる
- ・ 土曜日、日曜日、祝日、学校閉鎖日、年末年始は閉所

(5) 活動内容

- ・ 読書や自主学習（宿題や予習・復習等）
- ・ 特別教室等での文化的行事（長期休業中の実施、季節行事等）

(6) 委託先

放課後まなび教室実行委員会（小学校区単位、地域団体・ＰＴＡ等で構成）